

テレワーク時における「就業場所」の申告について

2021年4月1日ご就業分より、皆さまが日々の労働時間を派遣先に申告する際、「就業場所」も同時に申告していただくことになりました。

これに伴い、2021年4月1日勤怠申請分の、e-staffing/e-Timecard の申請画面が変更になります。

■ 「就業場所」区分追加の背景

本来、派遣就業は就業場所を特定した働き方のため、派遣先企業と派遣会社は、日々の就業場所および通勤（移動）の有無を把握・管理する必要があります。

また、昨今のコロナ禍において、テレワーク（在宅ワーク等）が急増・急拡大し、今後につきましてもテレワーク（在宅ワーク等）を併用する働き方の広がりに伴い、日々の就業場所が変わる可能性が大きくなりました。

このような状況の中、皆さまの日々の就業場所を把握するために、2021年4月1日ご就業分より、各就業日における就業場所を申告していただくことになり、今回、勤怠申請項目に「就業場所」を追加いたしました。

■ 「就業場所」申告方法

毎日、就業した場所に をいれ、申告してください。（万が一 複数個所で勤務の場合はすべて選択）

e-staffing
2021/4/1 (木)
勤務予定：09:30 - 18:30 (60分)
日々承認申請 定時入力
区分
就業場所
 オフィス
 自宅
 サテライトオフィス
出勤
退勤
休憩時間
深夜休憩
立替金：登録なし 備考：登録なし

e-TimeCard
区分：通常
就業場所： オフィス 自宅 サテライトオフィス
開始時刻：定時 定時外 (例 0900)
終了時刻：定時 定時外 (例 2330)
休憩時間：(分) (例 60)
深夜休憩：(分) (例 30)
※この日の日・申請が締め申請済・行われなかった場合、下記入力欄は強制入力しますのでご注意ください。
備考
交通費 合計：0円
その他請求金 合計：0円

■ 補足・ご注意

- オフィス : JOB Card（雇用契約書）に記載されている、定められた就業先オフィス
- 自宅 : リクルートスタッフィングに申請いただいているご自宅（実家・友人宅は不可）
- サテライトオフィス : 派遣先の指示による 上記以外のオフィス（カフェ・ご自身の契約したレンタルオフィス不可）

- ✓ 日々の就業場所は、必ず派遣先の指示に従ってください。ご自身での選択や判断はできません。
- ✓ 登録・届出を怠ったり、虚偽の申告・届出を行った場合には、**懲戒処分の対象となる可能性**がありますのでご注意ください。